八幡浜地区施設事務組合単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与に関する規程

令和２年　３月３１日
規　程　第　１　号

改正　令和　4年１２月２０日規程第　5号　　令和　5年１２月２５日規程第　4号
令和　6年１２月２３日規程第　4号

（趣旨）

第１条　この規程は、単純な労務に雇用される職員で地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員として任用される者（以下「単純労務会計年度任用職員」という。）の給与について必要な事項を定めるものとする。

（給料表）

第２条　単純労務会計年度任用職員に適用する給料表は、別表第１のとおりとする。

（号給）

第３条　単純労務会計年度任用職員となった者の号給は、別表第２に定める職種別基準表によるほか、八幡浜地区施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第４号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

（短時間勤務の単純労務会計年度任用職員の給料額）

第４条　法第２２条の２第１項第１号の規定により採用された単純労務会計年度任用職員（以下「パートタイム単純労務会計年度任用職員」という。）の給料月額は、前２条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額（以下「基準月額」という。）に、その者の１週間当たりの勤務時間を３８時間４５分で除して得た数を乗じて得た額とする。

２　パートタイム単純労務会計年度任用職員の給料日額は、前条の規定にかかわらず、基準月額を２１で除して得た額に、当該パートタイム単純労務会計年度任用職員について定められた１日当たりの勤務時間を７．７５で除して得た数を乗じて得た額とする。

３　パートタイム単純労務会計年度任用職員の給料時間額は、前条の規定にかかわらず、基準月額を１６２．７５で除して得た額とする。

（単純労務会計年度任用職員の手当）

第５条　単純労務会計年度任用職員の手当の種類については、八幡浜市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成１７年八幡浜市条例第４８号）第１８条第１項の規定を準用する。

２　前項の規定による単純労務会計年度任用職員の手当の支給については、会計年度任用職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

（給与の支給方法等）

第６条　単純労務会計年度任用職員に対する給与の支給方法、端数処理、勤務１時間当たりの給与額、給与の減額その他給与の支給に関し必要な事項については、会計年度任用職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

（委任）

第７条　この規程に定めるもののほか、単純労務会計年度任用職員の給与について必要な事項は、組合長が別に定める。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する

附　則（令和４年規程第５号）

（施行期日）

１　この規程は、令和５年１月１日から施行する。

（経過措置等）

２　職員の給料の切替え及びこれに伴う経過措置等については、八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和４年八幡浜市条例第２２号）第９条の規定の適用を受ける職員の例による。

附　則（令和５年規程第４号）

（施行期日等）

１　この規程は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の八幡浜地区施設事務組合単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与に関する規程別表第１の規定は、令和５年４月１日か

ら適用する。

３　前項の規定にかかわらず、令和５年１２月１日において在職していない者については、別表第１の規定は、適用しない。

４　附則第２項の規定にかかわらず、この規程の施行の際現に任期が３か月以内又は週の勤務時間が１５時間３０分未満のパートタイム会計年度任用職員である者については、令和５年１２月３１日までの間は、適用しない。

（給与及び期末手当の内払）

５　改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の八幡浜地区施設事務組合単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則（令和６年規程第４号）

（施行期日等）

１　この規程は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の八幡浜地区施設事務組合単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与に関する規程別表第１の規定は、令和６年４月１日から適用する。

３　前項の規定にかかわらず、令和６年１２月１日において在職していない者については、改正後の規程別表第１の規定は、適用しない。

４　附則第２項の規定にかかわらず、この規程の施行の際現に任期が３か月以内又は週の勤務時間が１５時間３０分未満のパートタイム会計年度任用職員である者については、令和６年１２月３１日までの間は、改正後の規程の規定は、適用しない。

（給与の内払）

５　改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の八幡浜地区施設事務組合単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

別表第１（第２条関係）

給　料　表

号給	給料月額（円）
1	166,500
2	167,700
3	168,800
4	169,900
5	171,200
6	172,400
7	173,600
8	174,800
9	175,800
10	177,000
11	178,300
12	179,500
13	180,600
14	181,800
15	183,100
16	184,400
17	185,700
18	187,400
19	189,100
20	190,800
21	192,500
22	194,200
23	195,800
24	197,400
25	199,000
26	200,500
27	202,000
28	203,500
29	205,000
30	206,500
31	208,000
32	209,500
33	211,000
34	212,400
35	213,800
36	215,200
37	216,600
38	217,700
39	218,800
40	219,900
41	220,900
42	221,800
43	222,700
44	223,600

45	224,500
46	225,300
47	226,100
48	226,900
49	227,700
50	228,400
51	229,100
52	229,800
53	230,500
54	231,100
55	231,700
56	232,300
57	233,000
58	233,500
59	234,000
60	234,500
61	235,000
62	235,400
63	235,800
64	236,200
65	236,600
66	236,900
67	237,200
68	237,500
69	237,800
70	238,100
71	238,400
72	238,700
73	238,900
74	239,200
75	239,500
76	239,700
77	239,900
78	240,200
79	240,500
80	240,700
81	240,900
82	241,200
83	241,500
84	241,700
85	241,900
86	242,200
87	242,500
88	242,700
89	242,900
90	243,200
91	243,500
92	243,700

93	243,900
94	244,200
95	244,500
96	244,700
97	244,900
98	245,200
99	245,400
100	245,700
101	245,900
102	246,100
103	246,400
104	246,700
105	246,900
106	247,200
107	247,500
108	247,700
109	247,900
110	248,200
111	248,500
112	248,700
113	248,900
114	249,200
115	249,500
116	249,700
117	249,900
118	250,200
119	250,500
120	250,700
121	250,900

別表第２（第３条関係）

職種別基準表

職種	基礎号給	上限号給
洗濯職員	３	９
調理員	１５	６７
介護職員（日勤）	２２	４０
介護職員（資格あり）	２９	４７
介護助手	１５	３５